

# 建設業法施行令の一部改正令和5年1月1日 (金額要件見直し) 施行

金額要件の見直しが行われます。

- 特定建設業の許可、監理技術者の配置、施工体制台帳の作成を要する下請代金の下限・・・4,000万円（建築一式工事 6,000万円）→改正後：4,500万円（建築一式工事 7,000万円）
- 主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金の下限・・・3,500万円（建築一式工事 7,000万円）→改正後：4,000万円（建築一式工事 8,000万円）
- 特定専門工事の下請代金額の上限・・・3,500万円→改正後：4,000万円
- 詳しくは、国土交通省報道資料をご参考ください。

詳しくは、国土交通省報道資料をご参考ください。